

条例の点検・見直しシート

| | | | | |
|----------|--|-------|---|---------------|
| | | 作成年月日 | 平成24年6月29日 | |
| 条例の題名 | 三重県建築基準条例 | 公布日 | 昭和46年7月27日 | |
| 条例番号 | 昭和46年三重県条例第35号 | 直近改正日 | 平成19年3月20日 | |
| 所管部局課 | 県土整備部建築開発課 | (内線) | 059-224-3087 | |
| 条例の概要 | 建築基準法第39条、第40条、第43条第2項及び第56条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものである。 | | 条例の種類 | 法執行型 規制型 |
| 視点 | 項目 | 回答 | 検討内容 | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 建築基準法第39条、第40条、第43条第2項及び第56条の2第1項の規定により必要な事項を定めているものであり、条例の目的は、妥当性を有している。 | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 建築基準法の規定により、必要な事項は地方公共団体が条例で定めるものとされており、今後も公的な関与が必要である。 | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | いいえ | 条例制定時には想定されていなかった利用形態に、対応していない規定がある。 | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。) | はい | 建築基準法の規定により、条例で定める必要がある。 | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 建築基準法第39条、第40条、第43条第2項及び第56条の2第1項 | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。) | はい | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | 条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。 | はい | 施策353 快適な住まいまちづくり | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 建築基準法からの委任により、必要な事項を規定しているものであり、一部であっても廃止した場合、支障が生じる。 | |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | 建築基準法の効果が及ぶ全ての建築物等に効果があり、一部の県民に限られていない | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| その他 | 条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | 該当なし | | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点検・見直し結果 | 理由 | 特記事項 | 見直しに関する規定の有無 | 有効期限に関する規定の有無 |
| | 改正を検討する。 近年の複雑化、多様化する社会ニーズの変化によって、条例制定時には想定されなかった事例が出現し、規定の適用に当たって不合理となるケースが出てきているため。 | | | 無 |